解散公告

当社は、平成二十三年八月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年九月三十日

長野県上伊那郡宮田村四二八八番地三

株式会社フロアートップ丸田

清算人　丸田　文人

解散公告

当社は、平成二十三年八月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年九月三十日

岐阜県岐阜市薮田南三丁目一二番一五―三〇二号

株式会社薬業好晴社

代表清算人　尾藤　篤史

解散公告

当社は、平成二十三年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年九月三十日

静岡県浜松市北区三方原町六二九番地の二

有限会社大美建装

清算人　大美　昌弘

解散公告

当社は、平成二十三年八月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年九月三十日

名古屋市緑区乗鞍一丁目九〇二番地

有限会社ひらやま

清算人　平山　美奈

解散公告

当社は、平成二十三年九月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年九月三十日

三重県四日市市采女町一八九九番地の一

有限会社富士機工

清算人　鈴木　紀典

解散公告

当社は、平成二十三年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年九月三十日

三重県四日市市西坂部町四七七四番地の一

有限会社ファミリーボックスムラタ

清算人　村田　孝次

解散公告

当社は、平成二十三年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年九月三十日

京都市左京区岩倉幡枝町一一四八

株式会社ピクスカンパニー

代表清算人　藤原　忠

解散公告

当社は、平成二十三年九月十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年九月三十日

京都市山科区椥辻草街道町九番地の五東洋ビル四F

株式会社ティディエス

代表清算人　三田村昌人

解散公告

当社は、平成二十三年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年九月三十日

京都市伏見区久我東町六番地二〇

有限会社久我幸

代表清算人　佐野　正幸

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年九月三十日

大阪市平野区平野本町四丁目四番一〇号

有限会社大誠建物管理

代表清算人　大石　浩太

解散公告

当社は、平成二十三年九月二十二日、総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年九月三十日

大阪府大阪市北区中之島二丁目三番三三号

合同会社蔵人

清算人　朴　宗姫

解散公告

当社は、平成二十三年九月十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年九月三十日

兵庫県神戸市灘区永手町三丁目二番三一号

ランドデザイン有限会社

代表清算人　麻生　宏

解散公告

当社は、平成二十三年九月三十日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年九月三十日

沖縄県沖縄市美里六丁目一一番五号

株式会社結コラボレーション

代表清算人　前田　正悟

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年八月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年九月三十日

札幌市中央区北四条西一丁目一番地

財団法人小林篤一翁顕彰会

代表清算人　飛田　稔章

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年八月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年九月三十日

東京都渋谷区代々木五丁目二〇番八号

特定非営利活動法人日本カルトナージュ協会

清算人　石亀　明子

雇用・能力開発債券の債権者各位

独立行政法人雇用・能力開発機構は、独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律（平成二十三年法律第二十六号）に基づき、平成二十三年十月一日をもって解散し、雇用・能力開発債券に係る一切の債務は、同日付で独立行政法人勤労者退職金共済機構に帰属することとなります。

ついては、平成十八年十二月二十七日以降、同日までに、発行されているすべての雇用・能力開発債券に係る債務は、同法の規定により、独立行政法人勤労者退職金共済機構が弁済の責めを負うこととなりますので、お知らせいたします。

なお、帰属後においても、右記債券の流通についての法的措置は従前のとおりですので、念のため申し添えます。

平成二十三年九月三十日

横浜市中区桜木町一丁目一番地八

独立行政法人雇用・能力開発機構

理事長　丸山　誠